

山梨県公報

第千九百十二号

平成二十年

十二月二十五日

木曜日

目次

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の解除 (二件).....	六九三
保安林の解除の予定.....	六九三
公安委員会.....	六九三
山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則.....	六九三
正誤.....	六九四
平成二十年十二月十一日付第千九百八号中.....	六九四

告示

山梨県告示第五百二十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第四項の規定により、平成二十年山梨県告示第二百八号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域のうち、平成二十年山梨県告示第二百八十九号により一部指定解除されなかった区域の全部の指定を解除する。

平成二十年十二月二十五日

山梨県知事 横内 正 明

- 指定を解除する区域 大月市猿橋町藤崎三〇〇番地一一九の一部
- 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 トリクロロエチレン並びに鉛及びその化合物
- 土壤汚染対策法施行規則第十八条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

山梨県告示第五百二十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第四項の規定により、平成二十年山梨県告示第三百六十七号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域のうち、平成二十年山梨県告示第四百一号により一部指定解除されなかった区域の全部の指定を解除する。

平成二十年十二月二十五日

山梨県知事 横内 正 明

- 指定を解除する区域 都留市田原九七二番地一の一部及び九七三番地の一部
- 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 ふつ素及びその化合物

山梨県告示第五百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十年十二月二十五日

山梨県知事 横内 正 明

- 解除に係る保安林の所在場所 南都留郡富士河口湖町西湖字津原二二三一、二二三二、二二三三、二二三四
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

公安委員会

山梨県公安委員会規則第九号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十二月二十五日

山梨県公安委員会

委員長 井上 利 男

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第三項中「当該標章」を「当該除外標章等」に改め、「公安委員会」の下に「又は署長」を加える。
第六条の三第三項に次のただし書を加える。

ただし、署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請書によらな
いで許可の申請を行うことができる。

第六条の三第六項に次のただし書を加える。

ただし、第三項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第六条の三第七項を次のように改める。

7 第六条の二の規定は、前項の駐車許可証の交付を受けた者について準用する。この
場合において、「除外標章等」とあるのは、「駐車許可証」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

正 誤

平成二十年十二月十一日山梨県公安委員会告示第百四十八号（信号機の設置等交通
規制の告示の一部改正）

六七ページ下段表中「一、四二一番地」は「二、四二一番地」の、「二、三六九番
地」は「一、三六九番地」の誤り。